

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月27日
【事業年度】	第79期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）
【会社名】	リケンテクノス株式会社
【英訳名】	RIKEN TECHNOS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 宏一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
【電話番号】	東京 03（3663）7991（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 房和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
【電話番号】	東京 03（3663）7991（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 房和
【縦覧に供する場所】	リケンテクノス株式会社大阪支店 （大阪市北区西天満四丁目11番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第79期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

～（省略）

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

（省略）

（訂正後）

～（省略）

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

##### ・自己の株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ・中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（省略）